

# 交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2016年9月6日

No.1

## ゆとりある労働条件の確立に向け、団体交渉を開催

～申第1号「2016年度総合労働協約」改定交渉～

中央本部は9月2日に、申第1号「2016年度総合労働協約」改定に関する団体交渉を行いました。今交渉で中央本部は下記の6項目を中心に、職場で発生している問題の解決に向けて協約の厳正な運用を求めて交渉を行いました。

- ①信義誠実の原則に基づく健全な労使関係を構築すること。
- ②各職場で発生している欠員の解消と適正な要員配置を行なうこと。
- ③36協定違反について、会社の認識と対策を明らかにすること。
- ④常態化する休日労働について、早急に解消を行なうこと。
- ⑤時間外労働を指示する場合の組合員への事前周知を徹底すること。
- ⑥乗務員の勤務制度について改善すること。

議論の結果、以下の項目について確認しました。

- ①労使関係については従来と変わるものではない。これまでの議論を踏まえJR貨物労組と会社は労働協約に基づき、労使双方が健全な労使関係を確立していく。
- ②各職場における欠員対策は、引き続き採用を実施するなどしっかりと対応する。
- ③36協定で規定している内容は厳正に履行すべきものであり、引き続き研修等を実施し管理者への周知、徹底を図る。
- ④休日出勤は最低限にとどめるものであるという認識はこれまでと変わるものではない。最小限に抑えるよう指導を行なう。
- ⑤時間外労働は指示業務であり、指示と実績管理は管理者が行なうものである。コンプライアンスの観点から引き続き指導を強化する。
- ⑥乗務員の勤務制度について、これまで議論してきた経緯は会社としても理解している。人身事故や鳥獣と衝突した際の手当については、引き続き議論していきたい。

「総合労働協約」は、組合活動の保障と、将来にわたって安心して働ける労働条件の構築のために重要なものです。職場で発生する問題点を解決し、ゆとりある労働条件の確立に向けて、今後も中央本部は取り組みます。なお、交渉の細部については別紙議事録の参照をお願いします。

以上